

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	行政部、会計課
種 類	随時監査
監 査 日	令和 2 年 10 月 23 日
提出日(最新提出日)	令和 3 年 4 月 22 日
担 当	会計課(TEL 3135)

指摘事項	措 置 状 況
(行政部、会計課) 1 源泉所得税の未納付及び過納付について 所得税法第183条第1項は、「給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。」と規定している。 しかしながら、平成27年12月に徴収した源泉所得税のうち11,685円が、平成30年12月に徴収した源泉所得税のうち204円が納付されていなかった。 また、平成30年4月に納付した源泉所得税のうち8,960円が正当税額を超えて納付されたままになっていた。 今後は、所得税法を遵守し、適正な納付事務の執行に努められたい。	源泉所得税の支払額を算出する際には、① 戻入などによる公金振替が正しく反映されていることを確認すること ② 財務会計システムにおける源泉所得税の前月末残高の数値との相違額及び理由を明確にすること ③ ①及び②については、必ず会計課の主担当及び副担当の2名でダブルチェックを行うこと ④ 支払額について、会計課から人事課へ報告後、会計課主担当と人事課担当で最終確認を行うこと 以上①～④を徹底することとした。